

次のとおり公募します。

令和 8 年 6 月 8 日

一般社団法人 日本医療安全調査機構

令和 8 年度医療事故調査制度に係る研修委託事業 実施団体公募要領

1 事業名

令和 8 年度医療事故調査制度に係る研修委託事業

2 事業の趣旨

平成 27 年 10 月 1 日より開始した医療事故調査制度について、一層の円滑な制度運用に向けて、医療事故に該当するか否かの判断や医療事故調査等を行うにあたっての知識及び技能の習得とともに、各地域や医療機関において、医療事故調査制度について、正しく理解し、指導ができる人材を育成することが特に重要である。

また、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 27 号）等において、病院並びに患者を入院させる施設を有する診療所等の管理者または「医療事故に係る対応に関わる従業者」が医療事故に係る適切な対応に関する研修を受講しなければならないことが規定された。

こうした状況を踏まえて、医療事故調査を行うにあたっての正しい知識及び技能の習得に加え、医療事故調査制度を牽引する各地域の統括リーダー並びに各医療機関の管理者及び医療安全担当者等の実務者を養成し、その結果、標準的な考え方や調査方法が各地域で波及することを目的として研修を行う。

3 事業の内容

I 支援団体職員を対象とした研修

I-1 集合研修の場合

- | | |
|-----------|--|
| (1) 実施規模 | 全国を対象とした研修を 1 地区以上において各 1 回、
または複数回開催 |
| (2) 実施期間 | 1 回あたり 1～2 日間程度 |
| (3) 研修対象者 | 各地域の支援団体等連絡協議会に関係し、医療事故調査 |

支援及び研修講師として活動される予定の方

- (4) 研修対象者数 1 回あたり概ね 60～80 人程度（各都道府県 3 名程度）
[開催地区数により研修対象者数は増減する。]
- (5) そ の 他 前項までの研修に加え、これを補完する研修内容もしくは研修会を計画に含めることは差し支えない。

I-2 オンライン研修の場合

リアルタイム研修（ライブ配信型）やオンデマンド研修（録画配信型）等の実施も差し支えない。

- (1) 実施規模及び研修対象者数 全国を対象として、100 人～150 人程度
- (2) 研修時間数 1 日～2 日間相当 程度
- (3) 研修対象者 各地域の支援団体等連絡協議会に関係し、医療事故調査支援及び研修講師として活動される予定の方

I-3 集合研修とオンライン研修を組み合わせる場合

上記の集合研修とリアルタイム研修（ライブ配信型）やオンデマンド研修（録画配信型）等を組み合わせて行う研修の開催でも差し支えない。

II 医療機関職員を対象とした研修

II-1 集合研修の場合

- (1) 実 施 規 模 概ね地方厚生局の管轄地域（7 地区）において各 1 回開催
- (2) 実 施 期 間 1 地区あたり半日～1 日間程度
- (3) 研修対象者 医療機関管理者及び医療安全担当者等の実務者、若しくはそれらに準ずる方
- (4) 研修対象者数 1 地区あたり概ね 100～200 人程度
[開催地区数により研修対象者数は増減する。]
- (5) そ の 他 前項までの研修に加え、これを補完する研修内容もしくは研修会を計画に含めることは差し支えない。

II-2 オンライン研修の場合

リアルタイム研修（ライブ配信型）やオンデマンド研修（録画配信型）等の実施も差し支えない。

- (1) 実 施 規 模 全国を対象として、700 人～1400 人程度

- (2) 研修時間数 半日～1日間相当 程度
- (3) 研修対象者 医療機関管理者及び医療安全担当者等の実務者、若しくはそれらに準ずる方

II-3 集合研修とオンライン研修を組み合わせる場合

上記の集合研修とリアルタイム研修（ライブ配信型）やオンデマンド研修（録画配信型）等を組み合わせて行う研修の開催でも差し支えない。

4 応募に必要な資格に関する事項

実施団体選定に係る公募に応募する者は、次の条件を全て満たす団体であること。

- (1) 平成 27 年 8 月 6 日付厚生労働省告示第 343 号に記されている「医療事故調査等支援団体」であること。
- (2) 各都道府県に組織を有し、研修実施について、全国各地への広報及び周知活動が円滑に行える組織力を有すること。
- (3) 同一組織に限定せず、全国を対象として、支援団体職員を対象とした医療安全に関する研修について開催した実績を過去 2 年間に有すること。
- (4) 同一組織に限定せず、全国を対象として、医療機関職員を対象とした医療安全に関する研修について開催した実績を過去 2 年間に有すること。
- (5) 科学性、倫理性、専門性を伴った医療事故調査を行うための知識等を有する研修の実施が可能なこと。
- (6) 全国規模で可及的速やかに研修実施が可能なこと。
- (7) 経営の状況及び信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

なお、本公示に示した公募に必要な資格を満たさない者の提出した企画書等は、無効とする。

5 応募方法等

(1) 企画書の提出

「医療事故調査制度に係る研修委託事業企画書」(以下、「企画書」という。)を作成し、5(2)に示す応募方法により提出すること。

企画書は、任意の様式として、以下の項目について具体的に記載すること。記載にあたっては、「医療事故調査制度に関する管理者等研修プログラム作成指針（令和 7 年度厚生労働行政推進調査事業『医療安全管理部門の専従・専任医師等の資質向上に向けた研究』研究班」に示されている研修

内容を満たしていること。

I 支援団体職員を対象とした研修

- ① I 支援団体職員を対象とした研修医療事故調査制度の理念
- ② 「医療事故」報告の判断に関する基本的な考え方と判断の記録方法
- ③ 医療事故発生時の具体的対応方法
- ④ 院内調査の公平性、中立性、専門性を確保するための基本的な考え方
- ⑤ 調査結果報告書のあり方とその具体的記載方法
- ⑥ その他、医療事故調査制度の理解に有用と思われる事項
- ⑦-1 上記①～⑥を網羅した研修計画を作成。
- ⑦-2 関係講師による十分な準備調整を行い、研修の内容及び教材について研修全体における統一を図る。
- ⑧ 上記の研修内容を踏まえた、オンライン研修または集合研修とオンライン研修を組み合わせた研修の企画も差し支えない。

II 医療機関職員を対象とした研修

- ① 医療事故調査制度の理念
- ② 「医療事故」報告の判断に関する基本的な考え方と判断の記録方法
- ③ 医療事故調査制度で求められる医療機関管理者等の役割
- ④ その他、医療事故調査制度の理解に有用と思われる事項
- ⑤-1 上記①～④を網羅した研修計画を作成。
- ⑤-2 上記の研修内容を踏まえた、オンライン研修または集合研修とオンライン研修を組み合わせた研修の企画も差し支えない。

(2) 応募方法

- ① 提出期間
令和8年6月8日（月）から6月29日（月）必着
- ② 提出先及び問い合わせ先

(提出先)

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-8-14 浜松町 T S ビル 2 階
日本医療安全調査機構 総務部 宛

- * 封筒の宛名面に「研修委託事業企画書在中」と朱書きにより明記すること。
- * 応募書類は、原則として郵送または宅配便により提出すること。
なお郵送の場合は、配送状況が確認できる方法とすること。

(問い合わせ先)

日本医療安全調査機構 総務部
電話 03-5401-3021 FAX 03-5401-3022

③ 提出書類及び部数

- ア. 令和8年度医療事故調査制度に係る研修委託事業の応募について 1部
(別添様式を参照。)
- イ. 企画書(自由様式とする。) 1部
- ウ. 4(3)、(4)に基づく研修事業を証する資料(自由様式とする。) 1部

6 その他

- (1) 公募の結果、応募者が複数の場合、企画競争を行うものとする。
- (2) 企画競争は、提出された企画書について評価を行い、事業の目的に最も合致し、且つ最も評価の高い企画書を提出した一者を採用する。
- (3) 評価結果は、企画書等を提出した応募者に遅延なく通知する。
なお、評価に関する経過、内容等に関する問い合わせには応じない。
また、提出された企画書等の資料は返却しない。
- (4) 委託費の支払いについては、当機構が認める額を概算払いにより支払い、委託業務完了後に受託者が提出する事業費所要額調書に基づいて精算するものとする。
- (5) 事業受託者は、当該年度の事業が完了したときは、令和9年4月2日(金)までに、別途、当機構が指示する「研修事業実績報告書」を提出するものとする。
- (6) 当該委託業務は、当機構と事業受託者において、前記(4)及び(5)の内容を含む「委託契約書」を締結しなければならない。